

学校給食無償化に向けた財源確保の早期実現を求める意見書

国は、本年度から公立小学校における学校給食費の保護者負担の大幅な軽減に向けた施策を実施しているところであるが、食材費が基準額を上回る場合には、保護者から学校給食費を徴収することが可能となっている。

この国が示した基準額は、令和5年度に調査した全国平均の学校給食費を基礎として算定されているが、地域の実情や昨今の物価高騰を適切に反映したものとなっておらず、特に都市部においては、食材費や人件費等の高騰により、学校給食費が全国平均を上回ることもあり、基準額との差額を負担せざるを得ない状況が懸念され、今後も見込まれる物価高騰により、基準額とのかい離は更に拡大する恐れがある。

学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの育ちを社会全体で支える観点からも極めて重要な施策であり、給食の質の向上を確保しつつ、真に全国一律で持続可能な学校給食の無償化を実現するためには、地域の実情や物価高騰を適切に反映した十分な財源措置が不可欠である。

よって、国におかれては、学校給食の無償化や給食の質の向上を着実に実現するため、地方自治体に財政負担を生じさせることのないよう、必要かつ十分な財源確保を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

ドナーミルクの安定供給の促進を求める意見書

我が国では、2,500グラム未満の低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれており、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児には、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後直ちに母乳を与えることが有効とされている。

しかしながら、早産や帝王切開で生まれた子は、母親から十分な母乳が得られない場合があり、授乳中の方から寄付があり殺菌処理等を行った母乳であるドナーミルクを、医療機関に提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が母乳バンクの運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、ドナーミルクは食品や医療品等といった法的な位置付けがなされておらず、ドナーミルクを安定的に供給するためには、ドナーミルクの使用に伴う実質的な費用やドナー登録における事務処理が医療機関の負担となっていること、ドナー登録者の確保、ドナーミルクに対する普及啓発などが課題となっている。

よって、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、乳児の健やかな成長を支える観点から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的な位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理、ドナー登録者の検査等に対する財政的な支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすために、産婦健康診査、産後ケア等を活用し周知する機会を拡大すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

意見書案第8号

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

” 木 庭 理香子

” 田 村 伸一郎

” 重 富 達 也

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書

現在、国では、我が国の大都市制度について、指定都市における二重行政の解消や地域の実情に応じた迅速な意思決定の実現を図る観点から、指定都市が道府県の区域外となり、国が担う事務を除く地方自治に関する事務と税財源を一体的に担う特別市制度の法制化に向けた議論が進められている。

本市を始め、横浜市及び相模原市の県内3指定都市は、全国的な人口減少の加速、深刻化する人材不足や地域間の偏在、自然災害の頻発や激甚化など自治体運営が直面する課題がかつてないほど複雑化する中、指定都市の住民は、日常生活に密接に関わる行政サービスの多くを当該指定都市から受けている一方、負担する道府県税の応分受益を受けられておらず、県民税については受益と負担の関係にねじれが生じていることから、長年にわたり、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、特別市制度の早期実現を求めてきた。

本市議会においては、こうした問題意識のもと、これまで特別市制度の法制化を求め、国に対し意見書提出を始め、働きかけてきたほか、本市全町内会連合会からも特別市制度の早期法制化を求める要望が寄せられており、神奈川県においては、県民でもある指定都市の住民の声を真摯に受け止めることが求められている。

現在、国では、第34次地方制度調査会において、特別市制度を含む大都市地域の行政体制の在り方について検討が進められているが、神奈川県は、令和4年3月16日に特別自治市構想に対する県の見解を公表し、特別市制度について課題や懸念があるとの立場を示し、本年5月12日には県内3指定都市を除く16市長からの特別市の法制化反対の要望書を受領したことを公表した。

これに対し、県内3指定都市の市長は、5月13日に共同で緊急声明を発表し、県の主張は、特別市制度全体に対する理解の方向性を誤らせ、結果として、県内市町村と指定都市との分断を助長しかねないものであり、行政目線の対立ではなく、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が行われることが必要であると訴えた。

特別市は、現行の指定都市とは異なる新たな地方自治制度であり、その検討に当たっては制度の利点や課題について、県民に正確で分かりやすい情報提供を行い、十分な理解を得ることが不可欠である。

よって、県におかれては、特別市制度について県民の適切な理解を促進するとともに、県内3指定都市との間で、住民福祉の向上を最優先とした丁寧かつ冷静で建設的な議論を推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第9号

安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

” 田 村 伸一郎

” 宗 田 裕 之

安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラであるが、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、家計に占める住宅費の割合が高い低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫し、住宅費が過重な負担となっている。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など居住に関する課題は多岐にわたり深刻化している。

さらに、現行の離職者等を対象に家賃相当分を支給する住居確保給付金も一定の役割を果たしているが、国は急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれているとは言い難い。

よって、国におかれては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を行うため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 貸家に居住する低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設するとともに、既存の家賃補助制度の対象拡大及び補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の住宅整備を促進するとともに、孤独死への不安を解消できるような孤独死対策に関する取組を周知すること。
- 3 高齢者の遠隔見守りサービスを普及させるため、I o T技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅や公営住宅の空き住戸を居住支援法人に定期借家や低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

意見書案第10号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

” 加 藤 孝 明

” 本 間 賢 次 郎

” 矢 沢 孝 雄

” 重 富 達 也

” 仁 平 克 枝

” 高 戸 友 子

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差しており、皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹を成し、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議による報告書が取りまとめられ、国会においては、各党派間での協議内容の取りまとめがなされたところであり、今後、皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題として、より具体的な議論へと移るが、冷静かつ真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としないこと。」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。」の2案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、国におかれては、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による誠実な議論の下、早期に皇室典範の改正を実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
宮内庁長官

意見書案第11号

皇位の男系継承維持を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 三宅隆介

〃 飯田満

〃 月本琢也

〃 三浦恵美

皇位の男系継承維持を求める意見書

現在、国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議の報告書を踏まえ、皇室典範の改正に向けて各党間協議が進められており、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する等の女性宮家を創設する案や旧宮家の男系男子を養子として皇族に復帰させる案等が議論されているところであるが、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持した場合には、将来的にこれまで認めてこなかった女性天皇及び女系天皇の容認につながる制度的圧力を生じさせる可能性があることから、極めて慎重な検討が必要である。

我が国の皇室は世界最長の歴史を有し、皇位は古来一貫して父系をたどる男系によって皇統の連続性を維持してきたが、これは単なる慣習ではなく、日本という国家の歴史的連続性を支えてきた根本原理であり、世界の王朝の多くが戦争、征服、婚姻等によって王朝交代を経験してきた中であって、我が国が王朝交代を経験してこなかった歴史的背景もまた、この父系をたどる男系による皇統維持によって支えられてきたものである。

このように、男系継承とは単に男性が天皇になることを意味するものではなく、女系天皇を認めた場合には、父系による皇統の連続性が断絶されることとなり、これは事実上の王朝交代に等しい重大な制度変更であると言わざるを得ない。

さらに、女性天皇と女系天皇は制度上切り離して考えることが困難であり、女性天皇を認めた場合、その皇子女への継承問題が生じ、結果として女系天皇容認への制度的圧力が発生することは避けられない。

よって、国におかれては、男系による皇統維持を基本原則として堅持するとともに、旧宮家の男系男子の皇族復帰等を含めた安定的な皇位継承策を検討し、女性宮家の創設、女性天皇及び女系天皇を容認されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
宮内庁長官

意見書案第12号

校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 三宅隆介

〃 吉沢章子

〃 飯田満

〃 月本琢也

〃 三浦恵美

校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書

近年、学校教育においては、地域社会との連携や体験活動の充実が重視され、平和学習や地域学習を始めとする校外活動が広く実施されているが、本年3月に沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生を乗せた小型船舶2隻が転覆し、生徒及び船長が死亡したほか、多数の生徒が負傷する重大事故が発生した。

修学旅行は、平和学習として米軍基地建設問題を現場で学ぶものであったが、生徒が乗船した船は移設工事の抗議活動で使用される船舶で、当該船舶は乗客を乗せるのに必要な海上運送法に基づく事業登録をしていなかった疑いや、気象等による出航判断基準が明文化されていない等の問題がある。

学校における校外活動は、教育的意義のみならず、生徒の生命、身体の安全確保がなされることが絶対的な前提として成立するものであり、本来最優先されるべき生徒の安全確保について、責任主体や確認体制が曖昧になっていた可能性がある。

また、教育基本法第14条第2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めていることから、学校教育における政治的中立性の確保は極めて重要である。

よって、国におかれては、今回の事故を重く受け止め、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 学校における校外活動及び体験活動を受け入れる事業者に対して、安全確認の基準項目を明文化し、全国的に周知すること。
 - 2 学校については、危機管理マニュアルの定期的な見直しを徹底させるよう制度を整備するとともに、教職員の安全管理研修を徹底させること。
 - 3 今回の事故に係る検証報告及び再発防止策を速やかに行い、全国の教育機関に共有すること。また、利用する旅客運送は、事前の安全確認方法等の制度を整備すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

文部科学大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第13号

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

政府による情報活動の強化に向け、安全保障の確保、テロの発生防止、外国のスパイ活動への対処等といった重要事項を調査審議する国家情報会議及び国家情報会議の事務局として情報の収集や分析を担う国家情報局を設置する国家情報会議設置法が本年5月27日に参議院本会議で可決成立した。

同法は、内閣官房長官が議長を務める内閣情報会議を首相が議長を務める国家情報会議に、内閣情報調査室を国家情報局にそれぞれ格上げするとともに、司令塔機能の強化として、国家情報会議に外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁等の情報機関に対する総合調整権を付与し、情報機関からの情報提供等を義務付けるとしているが、国民監視や人権侵害への危険性から国民の不安が広がっている。

本年4月17日の衆議院内閣委員会においても、高市首相は、デモなどの市民活動の参加のみを理由として、市民が調査の対象になることは想定し難いと答弁したものの、明確な否定はしておらず、情報収集の範囲が不明確なままでは、権力の過度な介入と恣意的な運用を許すこととなり、国家情報局が時の政権に政治利用される懸念があるため、同法に収集対象になる情報や市民活動について規定し、政治権力に歯止めを掛ける必要がある。

過去には、警察が市民の個人情報をも民間企業に提供した大垣警察市民監視事件で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決、自衛隊情報保全隊による市民活動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決、公安調査庁が元同庁職員を24時間体制で監視・尾行した人権侵害を違法とした東京高裁判決など、警察、防衛省及び公安調査庁による情報収集を違法とした確定判決があり、違法な国民監視に反省も謝罪もない政府の情報機関に対して、国民による監視や民主的規制こそ必要であるが、同法は、国会や第三者機関によるチェックの仕組みさえ盛り込まれておらず、違法な国民監視事件が繰り返される恐れがある。

よって、国におかれては、国民監視や人権侵害の危険がある国家情報会議設置法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官